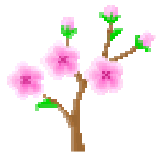




さくら通信3月号



2007年3月 No. 27

鈍感力



小泉前首相が、安部首相に「鈍感力を持つ」と助言したと報道されている。これは支持率の変動などの目先のことをいちいち気にせず政策を断行せよとの檄である。渡辺淳一の同名のベストセラーを引用した言葉と思われる。

鈍感力は我々ビジネスマン、特に社長にとっても極めて大切な素養である。

タナベ経営の田辺次良社長は著書「先見力と決断力」において、「社長は、自社と自社を取り巻く環境について、社員の誰よりもロングレンジで、しかも業界を含めたビッグレンジで捉える必要がある。「長く大きい目」が「社長の仕事」では必須の要件だ。」と述べている。(竹内)

労働保険の年度更新のお知らせ



労働保険の年度更新の時期が近づいてまいりました。

●個別事業所

平成18年度分の確定保険料と平成19年度分の概算保険料の申告・納付手続きを4月2日(月)から5月21日(月)までに致します。

「確定保険料算定基礎賃金集計表」

「労働保険概算・確定保険料申告書」

等の用紙が送付されてきますので、ご留意下さい。

●事務組合委託事業所

手続きの締切日が4月25日(水)となっておりますので、平成18年4月分より平成19年3月分までの賃金(パート・アルバイトの方の賃金も含みます)を、出来るだけ速やかにご提示下さいようお願い致します。

※ 建設事業所の場合は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に完成した元請工事及び平成19年3月31日現在仕掛かりとなっている工事も併せてお知らせ下さい。

(石田)



お知らせ



☆平成18年分申告所得税は、3月15日(木)までに、消費税及び地方消費税については、4月2日(月)までが納付期限となっておりますので、ご注意ください!

振替納税ご利用の場合、振替納付日は、4月20日(消費税及び地方消費税は4月26日)となっております。

裏面も御覧下さい



確定申告が必要な方・確定申告をすれば税金が戻る方



- 次のような方は、原則として所得税の確定申告が必要です。

①給与所得があり、次のいずれかにあてはまる方

(1)給与の収入金額が2,000万円を超える。

(2)給与とは別に20万円を超える所得がある。

(3)給与を2か所以上から受けている。

(4)同族会社の役員などで、同族会社から給与の他に、利子や使用料などの支払を受けた。

②退職所得がある方で、外国企業からの退職金等、源泉徴収されないものがある方

③その他の方で、所得税額の支払いが必要な方

- 次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている方は、還付申告により税金が還付される場合があります。

①総合課税の配当や原稿料のある方

②給与所得者で雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く）、政党等寄付金特別控除、住宅耐震改修特別控除などを受けられる場合

③公的年金のみの方で、医療費控除や社会保険料控除などを受けられる場合

④年の中で退職した方で、給与所得について年末調整を受けていない場合

⑤退職所得がある方で次のいずれかに該当する方

○退職所得を含めて申告することにより、源泉徴収された所得税から定率減税を受けることができる

※退職所得の源泉徴収票において所得税が源泉徴収されており、かつ、退職所得を含めずに所得税の計算をした場合の定率減税額が12万5千円未満の方

○退職所得の支払を受けるときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、20%の税率で源泉徴収がされている

⑥予定納税をしている方で、平成18年度の確定申告の必要がない方

(大寺)



さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181

表面も御覧下さい